

笠間市立学校へのチラシ等配布基準

1. 目的

児童生徒の教育振興、および教職員の負担軽減を目的に、笠間市立学校にチラシや文書等の配布を希望する個人・団体について配布基準を定めるもの。

2. 配布する媒体の種類と形式

紙媒体	A4 サイズ以下、持ち帰りに支障の無い軽量のもの
データ	PDF 形式、1 申請につき合計 5MB 以下のもの

教職員の業務削減のためデータでの配布を基本とする。

3. 配布にあたっての条件

以下の条件を満たすもの限り配布を行うことができる。

- (1) 公共性があり、宗教活動・政治活動に関連しないもの。
- (2) 営利目的でないもの。実費負担程度の高額な集金を伴わないもの。
- (3) 配布の対象者を児童生徒とし教育振興につながると認められるもの。
- (4) その他教育長が適正と認めるもの。

4. 配布単位および頻度

紙媒体	・学校単位・学年単位での配布を行う。
データ	・保護者連絡アプリを使用する。学年単位の配信は行わない。 ・個別の配信は行わない。リスト形式で一括配信とする。 ・掲載期限は配信より最長 2 カ月までとする。 ・データ配信は月 2～3 回程度とする。

5. 特記事項

- (1) 学校の状況によって配布・配信をしないことがあり、配布を確約するものではない。また、学校によって紙媒体の配布方法は異なる場合がある。
- (2) 教育委員会および学校は、配布したこと、配布できなかったことにより発生した損害やトラブル等に対し一切の責任を負わない。また損害に対する補償は一切行わない。
- (3) 教育委員会や学校は参加者とりまとめ、アンケート集計、作品・絵画コンクール等のとりまとめは行わない。主催者の責任において行うこと。
- (4) 配信期間が終了しての掲載期間延長・再掲載は行わない。

本基準は令和 7 年 4 月 1 日申請分から適用する。